

簡易評価型プロポーザル方式による出店者公募の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による出店者公募を実施するので、次のとおり公告します。

平成29年7月14日

長岡市長 磯田 達伸

1 概要

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による出店者公募は、シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟1階「コンビニエンスストア」及び「カフェ」スペースへの出店について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と建物賃貸借契約の締結交渉をするものです。

2 貸付概要

- (1) 貸付箇所 シティホールプラザ「アオーレ長岡」東棟1階
- (2) 貸付期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（予定）
- (3) 貸付内容 シティホールプラザ「アオーレ長岡」出店者募集要項のとおり

3 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (2) この公告の日から本業務契約締結の日まで、長岡市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 法人税、県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次に該当するものが役員となっていないこと。
 - ア 破産者
 - イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 本市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)を利用していると認められる者

オ 暴力団員と認められる者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体でないこと。

(7) 法令等の規定により必要とされる許認可等を取得し、かつ、免許等を必要とする人員が配置できること。

4 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類 参加表明書(様式第1号)

(2) 提出期限 平成29年7月28日(金曜日)午後5時00分まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先 〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市市民協働推進部アオーレ交流課

電話 0258-39-2288(直通)

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

(1) 提出書類 質問書(様式第2号)

(2) 提出期限 平成29年8月2日(水曜日)から8月7日(月曜日)
午後5時00分まで(必着)

(3) 提出方法 電子メールのみ(着信を必ず確認すること。)

(4) 提出先 aore@city.nagaoka.lg.jp

(5) その他 平成29年8月14日(月曜日)までに、参加表明書を提出した者全員に電子メールにて回答します。

6 企画書の提出について

当該プロポーザルの企画書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提出用紙(様式第3号)

イ 応募資格に関する書類(任意様式)

ウ 応募企画に関する書類(任意様式)

(2) 提出期限 平成29年8月15日(火曜日)から平成29年9月1日(金曜日)

午後5時00分まで（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもの。）

（4）提出先 長岡市市民協働推進部アオーレ交流課

7 選考方法

参加表明書及び企画書の提出者で、提案書の記述が要件を満たしている者の中から、企画書やプレゼンテーションの内容について本市職員が評価基準により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

8 選考結果通知

（1）選考結果は、参加者全員へ通知します。

（2）不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 契約に関する事項

（1）契約方法

ア 選定された最優秀者と本件業務における建物賃貸借契約の締結交渉を行います。

イ アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点の者と契約締結の交渉を行います。

（2）契約保証金

本賃貸借契約における契約保証金は、免除します。

10 留意事項

（1）当該プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合は、その応募は無効とします。

（3）提出書類は、返却しません。また、提出書類は、当該プロポーザルを実施する目的以外の目的には使用しません。

（4）不明な点については、長岡市市民協働推進部アオーレ交流課にお問い合わせください。